

令和8年度 松山市立旭中学校いじめ防止基本方針

令和8年5月1日改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、旭中学校では、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめをせず、及びいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

校長、教頭、生徒指導主事
教務主任、学年主任、養護教諭
スクールカウンセラー

【家庭地域等】

P T A役員、学校評議員、旭中学校区子どもをまもり育てる協議会等

【外部専門家】

教育支援センター
弁護士
松山東警察署
スクールカウンセラー

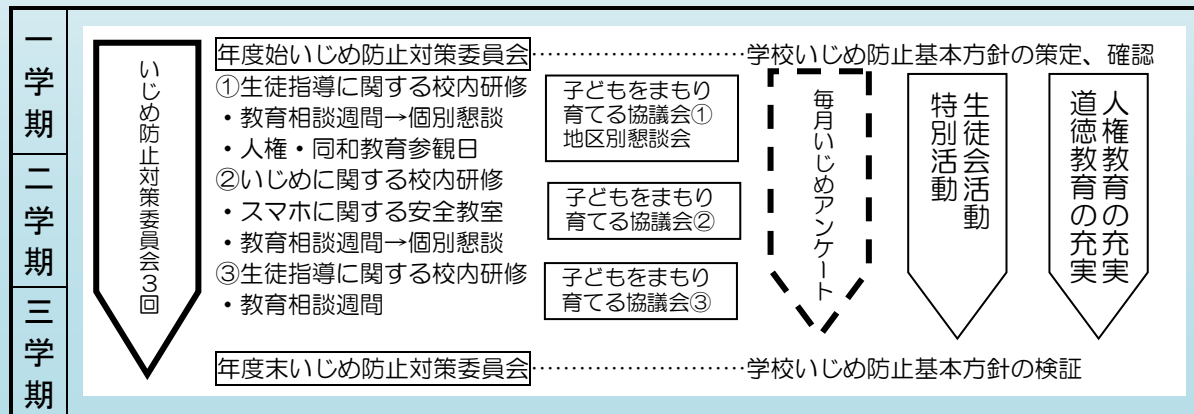
【関係機関】

松山市教育委員会
福祉総合支援センター
こども相談課
医療機関
法務局
愛媛大学等

【いじめ防止】

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② 「松山市いじめ対応アクションプラン」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図るとともに、生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。
- ④ 道徳実践力を培う道徳教育の充実を努める。
- ⑤ 生徒同士が互いを認め合い、心のつながりを感じることのできる学級経営、教科経営の充実を図る。
- ⑥ 学校生活の決まり事を守ることの意義を理解させ、不正や差別的な言動を許さない正義感の育成を図り、いじめを見過ごさない態度を養う。
- ⑦ 生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、朝の挨拶運動や、『旭中いじめ0宣言』の実践など、生徒が自主的に取り組む活動を計画し、いじめを自分ごととして捉えることができるようにする。松山市内小中学生による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」に積極的に参加し、他校との交流を図るとともに、「まつやま・いじめ0の日」の活動を通して、生徒自らが自校のいじめ問題に積極的に向き合う姿勢を養う。
- ⑧ 家庭やP T A、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（いじめ防止対策委員会）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進し、保護者や地域の理解と協力を得る。
- ⑨ 生徒のみで活動する状態を避け、教職員が、生徒の様子に常に目を配ることで、いじめの未然防止に努める。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

- ① 生徒の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できる工夫をする。（学年部会、企画会、朝の打合せ、職員会の有効活用）
- ② 定期的にいじめに関するアンケートを実施するとともに、個別面談、「あさひ」（生活ノート）の活用等、きめ細かな実態把握に努める。
- ③ 教育相談週間を設けるとともに、チャンス相談に努め、生徒の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備する。また、その充実を図るために、スクールカウンセラーなどの専門家の活用を図る。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」「いじめ相談ダイヤル」「ヤングケアラーほっとらいん」の周知・運用
周囲の目を気にして教師に直接相談を持ちかけられない生徒や、いじめを発見した第三者からの通報などを通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑤ 相談機関等の周知
学校以外の相談窓口（「教育支援センター、こども相談課」等）について、周知する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、保護者を含めた全ての関係者と情報を共有し、協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的な対応
教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた生徒又はその保護者への支援
いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、保護者と今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的な対処によりいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じては、教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止も含めた上で立案）他、警察等との連携を含め、毅然とした対応を行う。
- ⑤ いじめの実態調査
アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ⑥ 集団への働きかけと継続的な指導
「観衆」「傍観者」に対しても、自分ごととして考えさせるような教育活動を行う。集団に対して、「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよう。」とする意識を高める指導を行う。
- ⑦ ネット上でのいじめへの対応
教職員研修、保護者への啓発、生徒への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。ネット上の不適切な書き込み等については、所轄の松山東警察署に連絡をするとともに、直ちに削除をする措置をとる。
- ⑧ 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、所轄の松山東警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに警察署に相談し適切に援助を求める。
- ⑨ 重大事態への対処
学校がいじめの重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をとるとともに教育委員会に報告の上、学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付く。 ○様子が変だと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で解決に向けて取り組む。 ○スマホやSNS関係のトラブルの実態をふまえ、適切な利用の仕方などを教え、家庭でのルール作りを行う。 ○けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談する。
地域に求めること	○いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡する。 ○地域や学校の行事に積極的に参加して、子どもとふれあう機会をもつ。 ○地域が子どもにとっての安らぎの場となるよう、子どもたちに声を掛け、地域ぐるみで見守り育てる。